### 民法(債権関係)部会提案「ファイナンス・リース」に対する提言

平成 24 年 10 月 社団法人リース事業協会

### 1. 中間的な論点整理を逸脱しています

- ●中間的な論点整理(2011年5月公表)では、「ファイナンス・リースを<u>新たな</u> 典型契約として規定することの要否や、仮に典型契約とする場合におけるその 規定内容について、更に検討してはどうか。」とされています。
- ●中間的な論点整理の意見募集の後、このたびの部会(2012 年 10 月)において、ファイナンス・リースの典型契約化の議論が<u>はじめて行われます</u>が、中間的な論点整理に則して、<u>先ずは「典型契約化の要否」の議論</u>が行われるべきと理解されます。
- ●「典型契約化の要否」については、今までの部会での審議、中間的な論点整理 に対する各界の意見では、ファイナンス・リースの典型契約化に<u>積極的な意見</u> が極めて少なく、むしろ消極的な意見が多数となっており、ほぼ結論が出てい ると理解できます。
- ●このたびの部会提案は、各界の意見及び今までの部会の審議を無視して、<u>唐突に「賃貸借」の節にファイナンス・リースの規定を設ける</u>というもので、<u>中間</u>的な論点整理を逸脱しています。

# 2. 典型契約化及び賃貸借の節に規定する必要性がありません

- ●ファイナンス・リース契約の<u>ほとんどが事業者間の取引</u>です。当事者間で詳細を定めた契約書が作成されていることから<u>民法の規定が適用される場面が想</u> 定されません。
- ●部会の提案は下記3.のとおり問題があり、<u>実体経済に悪影響</u>を及ぼします。 このようななかでは、「抽象的な規定」(部会資料 P 20 下から 13 行目)を設け る意義が乏しいだけでなく、ファイナンス・リースの<u>典型契約化及び賃貸借の</u> <u>節に規定する必要性がありません</u>。

## 3. 部会提案の内容に問題があります

- (1) リースの多様性を無視しています
  - ●部会提案は、ファイナンス・リースを一括りにしていますが、経済社会では事業者の創意または顧客のニーズなどにより様々な契約形態(メインテナンス・リースなど)があります。典型契約化及び賃貸借の節に規定することは多様化

<u>して発展するリース契約を一つの枠組に固定化</u>するものであり、<u>事業者の創意</u> を減退させ、公正かつ自由な経済活動を阻害します。

#### (2) リースの実態を無視しています

●「相手方に引き渡す」という提案について、リース提供者(リース会社)に積極的な作為義務を課したものと解されることが<u>強く懸念</u>されます。これにより、 リース取引が委縮し、わが国の経済活動に支障を及ぼします。

#### (3) 倒産法に影響します

- ●「当該目的物 [財産]の取得費用等に相当する額の金銭を支払う義務を負う」という提案について、「売買代金についての融資の返済」(部会資料 P21 上から 9 行目)という考え方が反映されたものであり、民事基本法にこのような規定が設けられると**倒産法におけるリースの取扱いに影響**を与えます。
- ●現在、倒産手続きにおいて、リース料を全額支払うケース(飛行機、OA機器類、自動車)が多数あり、**事案に応じた解決が図られています**が、「融資の返済」、すなわち金融債権と同じであることが民法で明確化されると**事案に応じた解決が困難**となります。
- ●また、<u>債権法の議論に止まらず、物権法の検討が必要</u>(例えば、リース会社が有するリース物件の所有権が、どのような契約関係、法律的根拠、時期、方法により担保権に変質するのかという法理論など)である旨を<u>論点として示す</u>必要があります。

以上